

令和7年第8回富士吉田市教育委員会定例会 会議録

日 時	令和7年8月25日（金） 午後4時00分
場 所	ふじさんミュージアム 4階 会議室
出席委員	教育長 渡邊治男 職務代理者 遠山賢子 教育委員 遠山直人、羽田誠、清水慶子
出席事務職員	加々美教育部長、柏木教育次長、安保学校教育課長、西野給食センター課長、山口生涯学習課長、清水図書館課長、布施歴史文化課長、林教育研修所長、丸山課長補佐、羽田主幹、武藤主事

1. 教育長挨拶

お忙しい中、令和7年第8回定例会にご出席いただきありがとうございます。

教育委員の皆様には、7月初めに、市内小中学校11校の学校訪問、25日には、早朝からの「富士登山競争」、8月8日には教育委員会点検評価に、ご出席いただきありがとうございました。

市内小中学校では、夏休みも終わりに近づき8月28日から二学期が始まります。小学校の金管バンドでは西関東大会出場や、中学校の部活動では、関東大会・全国大会に出場したところもあります。また、小中学生を対象とした夏季休業中の学力補充のための「富士子屋」も市内4カ所で、予定されていた10日間が実施されました。教育委員会各課におきましても予定どおりに計画されていた事業などが進められているところです。

さて2ヶ月前になりますが、とても信じられないような報道がありました。教員による児童生徒への性暴力、盗撮の件です。捜査はまだ続いているようですが、盗撮したものを交流サイト（SNS）で共有していたとのことですから、関係者がどこにいても不思議ではありません。内容は「断じて許されることではない」とこと、「教職員の学校でのスマートフォン等の使用について」また、「SNSの使用について」根本的に考え直さなければならないことだと思います。教職員の職務の特殊性を考え、誇りと厳格さを持ち合わせないといけないとも思います。

また、教員不足が全国的に深刻になっておりますが、8月に教員採用検査の2次検査がありました。来年度に向けて、必要数が確保できるのか大変心配になります。7月に県の教育監の訪問があり、定数の確保をお願いしました。

これからも教育委員さん方のご指導ご鞭撻をいただきながら、各課と連携し市民の皆様の信頼やご期待に添えるよう教育行政を進めてまいります。

2. 教育長開会宣言

3. 日程第1 前回会議録の承認

令和7年第7回定例会会議録が承認される。

4. 日程第2 会議録署名委員の指名

会議録署名委員の氏名は、遠山 賢子委員、遠山 直人委員を指名する。

5. 日程第3 一般業務報告

(1) 教育長の令和7年8月業務報告を学校教育課長より報告する。

(2) 令和7年9月業務予定を各担当課長より報告する。

【了 知】

6. 日程第4 報告第5号 「令和7年度富士吉田市教育委員会点検評価報告書について」

〔説明〕学校教育課長

令和7年度富士吉田市教育委員会点検評価についてご報告いたします。今月8日には36事業につきまして、点検並びに評価をいただきまして、ありがとうございました。各委員からいただきました数々のご意見、ご要望等を踏まえ、引き続き各課共々、適切な予算執行並びに事業推進等を図って参りますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。今後、市長部局並びに市議会へ報告し、本市ホームページへ情報掲載していこうと思います。

【原案のとおり承認】

7.日程第5 議案第9号 「令和7年度一般会計補正予算について」

[説明] 担当課長（学校教育課・歴史文化課・生涯学習課）

補正予算についてご説明いたします。

……………《学校教育課長説明》……………

……………《歴史文化課長説明》……………

……………《生涯学習課長説明》……………

【原案のとおり承認】

8.日程第6 議案第10号 「富士吉田市富士山吉田口登山道連絡協議会設置要綱の制定について」

[説明] 歴史文化課長

議案第10号 富士吉田市富士山吉田口登山道連絡協議会設置要綱の制定についてであります。要綱の概要をご説明いたします。

趣旨ですが、令和5、6年で作成しました「富士山吉田口登山道保存と活用のための活動計画」第6章事業計画の検討に記載する各項目に関して、吉田口登山道に関連する関係機関及び関係者等との協議並びに検討を円滑かつ効率的に行い、事業化していくことを目的に「富士山吉田口登山道連絡協議会」を設置するため、所要の規定を整備するものであります。

概要につきましては、活動計画の第6章の事業計画の検討において、地元である本市が主体となり、国や山梨県、その他関係機関と協議・検討を行うためにこちらの協議会を設置する必要があることから、所要の規定を整備するものであります。

制定内容ですが、第1条は設置した目的であります。第2条に所掌事務、第3条に組織としまして、有識者、行政関係者、これまで関わってきた登山道関係の県等の職員、また実際に山小屋等の利害関係者も含めまして、25人以内の中で設置をするものであります。第4条の任期では、原則として2年としますが、再任は妨げないというかたちとなります。第5条ですが、協議会には会長及び副会長を置くものとします。第7条としまして、オブザーバーを設置できる規定を設けています。オブザーバーには、幅広いご意見を伺うため、今後の事業を円滑にしていくために国の調査官等にオブザーバーとして入っていただき、

ご意見をいただいたり、県の関係部署で専門的な歴史文化界の関連する専門の部署の方に入っていただきご意見を伺うために、第7条に規定を設けました。第8条、第9条においては、連絡協議会の中に緻密に内容を検討するために作業部会を設置することとしています。また、第11条におきましては、報酬及び費用弁償として、富士吉田市の特別職の報酬及び費用弁償に関する条例に則って、会議参加者には報酬を支払うこととなっています。施行期日はこの訓令甲は、公布の日から施行することとなっています。

【原案のとおり承認】

9. 日程第7 議案第11号 「旅館業法第3条第4項に基づく意見（案）について」

〔説明〕学校教育課長

本件は、旅館業法第3条第4項に基づく意見書の審議で、富士・東部保健所より同保健所区域内で簡易宿舎営業の許可にあたり、当該施設周辺に学校があることから、意見照会がございました。

今回の申請は、5月にも申請があった施設で施設名「Hana Hostel Fujisan Apartment」、営業予定者は「石田 華織（イシダ カオリ）さん」です。

当該施設は、アパートを宿泊施設として貸し出すものであり、今回の施設はその5月に申請のあった同アパートの別室となります。前回は6号室で、今回対象の部屋は3号室となります。建物の構造は木造、2階建、延床面積432.26m²（うち、51.21m²使用）となります。定員は1グループ4名になります。

設置場所について、説明いたします。設置場所は「上吉田1丁目6-11」、市道赤坂線、通称赤富士通りの「とみふじ」と「第四分団詰所」の間の道を富士山方向に向かって左手、警察官舎の2軒となりとなっております。近隣教育施設は、吉田中学校となっており、学校敷地から概ね60mほどの距離となっております。

これらを踏まえ、意見書（案）を作成いたしました。まず、当該宿泊施設は、前回の令和7年4月14日付、富東富第459号にて、同アパートの6号室についての照会があり、設置場所を考慮し、令和7年5月30日付、富7学教発第160-1号にて、学習環境に与える影響はない回答しております。その後も学習環境に影響を与えた報告はありません。以上のことから、施設環境が害される恐れがないと判断しております。ただし、周辺の交通環境等を勘案し、以下の配慮事項を設けました。

配慮事項1として、前面道路は通学路には指定されていませんが、児童生徒が登下校時に利用する事も想定されます。特に、道路幅員が狭く、車道上へ車が駐停車してしまうと歩行者の安全な通行が妨げられてしまうことから、駐車場の整備等について努めていただ

くこと。また、近隣路線はスクールゾーンが設置されていることから、交通法規を遵守するよう利用者への注意を呼び掛けることを挙げています。

配慮事項2として、宿泊者に対しての保護者からの苦情等や教育活動に影響を及ぼす事案が発生した際には真摯に対応すること。また、近年、外国人観光客からの児童生徒に対する撮影行為によるトラブルが多発していることから、許可を得ない撮影行為は厳に慎むよう利用者へ周知することを挙げています。

以上を配慮事項として明示いたしました。意見書（案）は以上となります。

[質疑]

遠山 直人委員

今回のような場合、仮にトラブルが発生した場合はどうなるのか。

学校教育課長

トラブルの内容にもよるが、宿泊業の管轄について保健所の対応になろうかと思う。

教育委員会次長

補足になるが、トラブルがあった場合、まずは学校の方に連絡があろうかと思う。そういう場合、学校現場での対応というよりは教育委員会が対応することであるかと思う。教育委員会の対応とすると、所管しているのは県の保健所になるため、教育委員会の方から保健所に対して、学校でこういった迷惑・被害が出ているため、宿泊施設に対して徹底した指導をお願いしていただきたいという要請をするところまでしかこちらでは対応できないと考えている。

【原案のとおり承認】

10. 教育長閉会宣言